

令和3年度山形県保育インターン等旅費支援補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、保育士を目指す学生に対して、県内の保育所等におけるインターン等に参加するにあたり必要となる旅費を助成することにより、卒業後に山形県内での就職を促すことで県内保育士の確保を図り、保育を必要とする家庭が安心して子どもを預けられる環境を整備するため、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育士養成施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に規定する都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。
- (2) 保育所等 以下のいずれかに該当する施設をいう。
 - ア 児童福祉法に規定する児童福祉施設、児童の一時保護施設、指定保育士養成施設、放課後等デイサービス事業所、地域型保育事業所、病児保育事業所、放課後児童健全育成事業実施施設、一時預かり事業実施施設及び認可外保育施設
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の規定による幼稚園型認定こども園
 - ウ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定によるへき地保育所及び企業主導型保育事業実施施設
- (3) インターン等 県内保育所等における保育実習、就業体験、ボランティア又は就職活動をいう。
- (4) 保育実習 保育士資格の取得に必要な実習等をいう。
- (5) ボランティア 有償・無償を問わず、自発的な意思に基づき園務に貢献する行為をいう。
- (6) 就職活動 採用試験及び面接、就職相談会等への参加をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれも満たす者とする。

- (1) 宮城県、秋田県、福島県又は新潟県の保育士養成施設に在学する学生であり、山形県内から保育士養成施設に通学していない者であること。
- (2) 県内保育所等におけるインターン等のために、令和3年4月1日から令和4年2月28日までの間に、公共交通機関を往復利用した者であること。
- (3) 申請日時点で、期間の定めのない雇用契約を締結している労働者ではないこと。
- (4) 当年度中すでに交付決定を受けている者でないこと。
- (5) インターン等に要した費用について、本事業以外の補助金や助成金等の交付を受けていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者ではないこと。

(補助金の交付額)

第4条 この補助金の交付額は、別表第1に掲げる額とする。

(申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別表第2に定める日までに、山形県保育インターン等旅費支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 保育士養成施設に在学していることがわかる書類(学生証の写し、在学証明書等)
- (2) 口座情報が確認できる書類(申請者名義の通帳の見開き部分の写し等)

附 則

この要綱は、令和3年5月13日から施行する。

別表第1

保育士養成施設の所在地	実習先保育所等の所在地			
	村山地区 (山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町)	最上地区 (新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村)	置賜地区 (米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町)	庄内地区 (鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町)
宮城県	1,000円	2,500円	2,500円	4,100円
秋田県	4,300円	3,200円	7,500円	5,200円
福島県	3,400円	5,600円	2,100円	7,100円
新潟県	3,700円	6,600円	3,200円	5,500円

別表第2

交通機関利用年月日	申請期限
令和3年4月1日から令和3年6月30日まで	令和3年7月30日(金)
令和3年7月1日から令和3年9月30日まで	令和3年10月29日(金)
令和3年10月1日から令和3年11月30日まで	令和3年12月28日(火)
令和3年12月1日から令和4年1月31日まで	令和4年2月25日(金)
令和4年2月1日から令和4年2月28日まで	令和4年3月11日(金)